

## 北里大学給付奨学金規程

### (目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第2条第1項第2号の規定に基づき北里大学及び併設校に在籍する学生が、主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又は経済的理由により学費の支弁に支障を生じたときに、学資の一部を給付し、もって学業を継続させることを目的とする。

### (学生の範囲)

第2条 ここでいう北里大学及び併設校に在籍する学生とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 北里大学学生
- (2) 北里大学大学院学生
- (3) 北里大学保健衛生専門学院学生
- (4) 北里大学看護専門学校学生

2 前項の学生には、科目等履修生、研究生及び外国人留学生を含まない。

3 第1項各号に定める学生であっても、当該年度の北里大学及び併設校の他の給付奨学生（北里大学学生表彰規程に定めるものを除く）、学費全額免除の特別待遇奨学生（以下「特待生」という。）及び北里大学P P A給付奨学生は、出願することができないものとする。

### (家計急変及び経済的理由)

第3条 家計急変とは、日本学生支援機構（以下「機構」という。）が規定する貸与奨学金の緊急・応急採用に申請できる事由が発生し、生計維持者の収入が著しく減少、又は支出が著しく増大した場合を指す。

2 「収入が著しく減少」とは、前年の収入から2割以上減額となった場合を指し、次の各号のとおりとする。

- (1) 父母又は父母に代わって家計を支えている者の収入が、機構の規定する「年収・所得の上限基準の目安（第一種を基準とする）」以下の収入であること。
- (2) 父母ともに収入がある場合、又は父母の他に家計を支えている者がいる場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額が機構の規定する基準額以下であること。

3 「支出が著しく増大」とは、やむを得ない病気、災害により支出が大幅に増えた場合とする。

4 第2項及び第3項に該当しない場合は、経済的理由として取扱う。

なお、国の高等教育修学支援制度を受けている者の取扱いは、第5条及び第8条による。

### (給付奨学金申請の資格)

第4条 給付奨学金を受けようとする者は、第3条の規定に該当し、かつ次の各号の全て

を満たすものとする。

- (1) 北里大学及び併設校に在籍する2年次生以上の者。ただし、1年制の専攻科については当該1年次生を対象とする。
- (2) 第3条の規定により学費の支弁が困難と認められる者
- (3) 勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みのある者
- (4) 学部及び併設校の学生にあつては、学業成績が以下の基準を満たさなければならない。
  - ア) 家計急変の学生にあつては、各学科及び各専攻単位の成績上位4分の3以内の者。
  - イ) 第3条第4項に規定する経済的理由による申請の学生にあつては、各学科及び各専攻単位の成績上位3分の1以内の者。
- (5) 大学院学生にあつては、当該研究科が出願の必要性を認めた者。
- (6) 日本学生支援機構貸与奨学金又は他機関の貸与奨学金を受けている者。ただし、家計急変による申請者の場合、各種貸与奨学金の貸与状況は申請中も可とする。  
(給付奨学金の額及び給付人数)

第5条 給付額は、原則として1人当たり年額学費2分の1相当額とする。なお、給付額は事情により低減できるものとする。

2 出願対象となる特待生、及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者への給付額は、減免前の正規の年額学費を基準とする。ただし、当該年度1か年以内に受けられる北里大学給付奨学金、北里大学PPA給付奨学金、北里大学貸与奨学金及び学費等減免支援の合計額は、当該年度に納付する年額学費を超えてはならない。

3 奨学金の年間資金総額は3,000万円以内とする。

4 給付人数は、年間25人程度とする。

(奨学金の給付期間)

第6条 給付期間は、原則として出願年度1か年以内とする。ただし、選考を経て、次年度以降も再給付を受けることができるものとする。

(申請の手続)

第7条 給付奨学金を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に規定する書類を理事長宛て提出し、選考を受けなければならない。

- (1) 北里大学給付奨学生願書(様式第1号)
  - (2) 北里大学給付奨学生推薦書(様式第2号)
  - (3) 北里大学給付奨学生面接審査報告書(様式第3号)
  - (4) 家庭の所得を証明する書類(家計急変者は急変前と急変後の書類)
- 2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めることがある。
- (1) 災害を受けた場合は、被害状況を証明するもの

- (2) 生計維持者の失職、死亡を証明するもの
  - (3) 著しく増大した家庭の支出を証明するもの
  - (4) その他本法人が必要と認めたもの
- (選考)

第8条 給付奨学生の選考は、家計急変事由の発生より1か年以内の家計急変者を優先し、機構が実施する奨学金制度に準拠して行う。

なお、選考は、原則として毎年度1回とする。

また、選考日以降に緊急を要する事態が発生し、当該年度の資金に余裕があるときは、臨時に選考を行うことができる。

- 2 出願対象となる特待生及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者の選考については、別記1のとおり別途家計算定額の算出方法を定める。
- 3 出願者に対し、当該学部等学生指導委員会は面接を実施し、推薦する。
- 4 給付奨学生の選考には、成績を考慮する。
- 5 給付奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 6 委員会規程は、別に定める。

(採用)

第9条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

- 2 学長は、前項の奨学生候補者について、北里大学学部長会（以下「学部長会」という。）の議を経て理事長に採用を上申する。
- 3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者について、採用を決定する。
- 4 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。
- 5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長に提出しなければならない。

(給付奨学金の交付)

第10条 給付奨学金は、奨学生本人の指定した口座に採用決定の翌月に一括交付する。

なお、交付時に学費未納の奨学生は、交付日から14日以内に学費納入手続を取らなくてはならない。

(給付奨学生の採用取消し及び給付奨学金の返還)

第11条 給付奨学生が次の各号の一に該当する場合は、その採用を取消し、委員会及び学部長会の議を経て理事長がその返還を認めたときは、給付奨学金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 学業をおろそかにし、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
- (3) 退学又は除籍となったとき。
- (4) 成績不良により進級できなかったとき。

- (5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
  - (6) 本人から採用辞退の申出があったとき。
  - (7) その他委員会が奨学生として不適格と認めたとき。
- 2 やむを得ない事由により前項各号の一に該当する場合、及び休学による学費減免に伴う差額分の返還については、当該事由等を考慮し、都度委員会において、返還の要否について協議するものとする。

(事務局)

第12条 この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（北学総第28-09800号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2019-09483号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2021-12986号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

#### 別記1（第8条関係）

北里大学及び併設校の学費全額免除以外の特別待遇奨学生（特待生）及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者が本奨学金を申請しようとするときは、次のとおり本人の授業料控除額を算出して計上する。

（授業料控除額） = 授業料※ - 授業料※ × （学費免除額 / 1年間の学費総額）

※授業料：その年度に納めるべき減免前の正規の授業料